

意見書案第2号

緊急事態に関する国会審議を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年3月14日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青木 功 雄

〃 矢 沢 孝 雄

〃 本 間 賢次郎

〃 かわの 忠 正

〃 浜 田 昌 利

〃 田 村 伸一郎

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は多くの企業の経営に深刻な影響を与え、日本経済に大きな打撃を与えるだけでなく、感染者の急激な増加により、医療従事者や病床が不足するなど、医療提供体制の崩壊の危機を招くという事態が発生した。

また、近年は毎年のように集中的な豪雨等による河川の氾濫被害が生じており、本市においても、令和元年東日本台風によって甚大な浸水被害が生じている。

さらに、今後30年以内に高い確率で首都直下地震や南海トラフ地震の発生が予想されている中で、東日本大震災においては道路を塞ぐ震災瓦礫等の撤去が思うように進まず支援物資の輸送に遅れが発生するとともに、燃料不足を背景とした医薬品等の搬送の遅れや長期間のライフラインの停止による病院等機能の停止を要因とする震災関連死が発生するなど、被災地方自治体の行政機能の停止が復旧活動に大きな影響を及ぼした。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることであり、これら緊急事態に強い社会をつくることは、国全体にとって喫緊の課題である。

よって国におかれては、緊急事態に対応できる国づくりに向け、緊急時における憲法のあり方や、関連法規の見直しによる平時から緊急時のルールの変更等について、国会における建設的かつ広範な議論を行うとともに、広く国民的な議論を喚起する取組を進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣